

ひとまちキラリ イキイキ活動賞 実施要綱

【趣 旨】

第1条 この要綱は、公益財団法人 草津市コミュニティ事業団（以下「事業団」といいます。）が実施する「ひとまちキラリ イキイキ活動賞」（以下「活動賞」といいます。）について必要な事項を定めます。

【目 的】

第2条 活動賞は、草津市内（以下「市内」といいます。）で地元住民主体の有志グループや市民公益活動団体等が地道に取り組む課題解決や魅力創出のために行う活動（以下「まちづくり活動」といいます。）の実績に光をあて、活動賞を授与することでその功績を称えながら、他地域への気づきや拡がりを促すことを目的とします。

また、活動賞の副賞として市内の企業・事業所等の寄付を原資とした賞金を授与し、市内のまちづくり活動と企業の社会貢献・地域貢献をつなぐことで、さらなる「協働のまちづくり」の推進と寄付文化の醸成を図ることを目的とします。

【部 門】

第3条 前条の目的を達成するため、活動賞に次の部門を設けます。

- (1) 「いいね！地元の力」部門
- (2) 「なるほど！市民活動」部門

2 前項に掲げる部門の対象はそれぞれ次のとおりとします。ただし、政治、宗教、営利活動等を目的とするものは除きます。

「いいね！地元の力」部門	「なるほど！市民活動」部門
市内の一定の地域 ¹ において、地元住民が主体となって取り組んできた、その地域における課題解決または魅力創出のための活動で、他地域へのモデルとして期待できる活動	草津をフィールドとする市民公益活動団体 ² が主体となって取り組んできた課題解決または魅力創出のための活動で、創意工夫がみられる活動

¹ ここでは概ね町内から小学校区内の範囲とします。

² 不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的とし、特定の課題解決に向けて自発的かつ自主的に活動を行う営利を目的としない団体（「草津市協働のまちづくり条例 逐条解説」）とします。

【授賞】

第4条 授賞数は両部門あわせて3団体を上限とし、事業団理事長（以下「理事長」といいます。）が別に定めます。

- 2 授賞活動には賞状および副賞を授与します。
- 3 副賞は、現金5万円とします。

【財 源】

第5条 副賞は市内の企業・事業所からの寄付金および事業団「市民公益寄付金制度に関する要綱」第3条第1項（3）に定める寄付金を財源として充当します。

- 2 前項の寄付金は事業団市民寄付金制度にて処理します。
- 3 第1項の財源に不足が生じる場合は、事業団自主財源を充当します。

【申請条件】

第6条 活動賞に申請できるのは、次のすべてを満たし、理事長が適当であると判断した者としてします。

- （1）自薦であること
- （2）第3条第2項に掲げる活動を5年間を超えて実施し、今後も継続する予定のある、5名以上で構成された地元の有志グループまたは市民公益活動団体
- （3）これまでに活動賞を受賞していないこと
- （4）「いいね！地元の力部門」に申請できるのは、上記1号から3号に加えて、構成メンバーのほとんどが一定の活動地域に居住していること

【活動賞の申請】

第7条 活動賞の申請者は、「ひとまちキラリ イキイキ活動賞 申請書」（様式第1号）と、応募要項に定められた書類を別に定めた日までに理事長に提出するものとします。

- 2 1団体が複数の活動を申請することは可能ですが、1つの活動につき1件の申請が必要です。なお、複数の活動を考慮した選考は行いません。

【審査会】

第8条 活動賞の審査は審査会を設置し行います。

- 2 「ひとまちキラリまちづくり活動助成」審査会を活動賞の審査会とします。
- 3 審査会は、両部門における審査を行い、授賞候補団体を選定し理事長に推薦します。

【審査】

第9条 審査は、前条の審査会において別表1、2に基づき、次の1次審査および2次審査の2段階で審査を行い、公平公正な審査の上で総合的に判断し、授賞候補団体を選定します。ただし、申請件数が一定数に満たない場合は、1次審査を省く場合があります。

	1次審査	2次審査
対象	全申請団体	概ね8団体
審査内容	申請書類のみ	申請書類+ヒアリング
審査通過数	一定数（概ね8団体）	3団体以内（2部門合計）

- (1) 審査および審査結果はすべて非公開とします
- (2) 2次審査においては、1次審査の結果は加味しません

2. 理事長は、審査会から授賞候補団体の推薦を受けた時は、審査結果を尊重したうえで授賞活動を決定します。

【審査結果の通知】

第10条 理事長は、1次審査および2次審査終了後すみやかにすべての申請者に対し、その結果を書面をもって通知します。

2 理事長は授賞団体に対しては、授賞を通知するとともに、授賞理由を付記します。

【個人情報の取り扱い】

第11条 申請書および提出書類に記入された個人情報は、厳重に取扱うとともにひとまちキラリ事業以外には利用しません。

【事務局】

第12条 事業団 まちづくり振興課に事務局を置きます。

2 事務局は、活動賞に関する一切の事務を処理します。

【要綱の見直し】

第13条 理事長は、この要綱の施行の日から5年を超えない期間ごとに、この要綱について検討し、必要な見直しを行います。

【その他】

第14条 この要綱の定めのない事項については、別に理事長が定めます。

付 則

この要綱は、平成29年10月5日から施行します。

付 則（平成30年5月29日変更）

この要綱は、平成30年5月29日から施行します。

別表1 ——「いいね！地元の力」部門 ——（第9条関係）

地域課題の把握	地域の課題を的確に把握し、地域の課題や住民のニーズが活動の目的や内容に反映できているか。
地域資源の活用	「人」「モノ」「場所」「コト」など地域にある資源を有効に活用しているか。
地域とのつながり	地域に開かれた活動が行われ、地域住民に受け入れられ、協力を得られている活動か。
創意工夫	活動にその地域ならではの創意工夫がみられるか。
地域への貢献度	地域の課題解決につながっているか。
継続（発展）性	今後も活動の継続・発展が期待できるか。
モデル性	他の団体が、真似して取り込みやすいか。

別表2 ——「なるほど！市民活動」部門——（第9条関係）

地域課題の把握	課題を的確に把握し、課題や市民のニーズが活動の目的や内容に反映できているか。
地域資源の活用	「人」「モノ」「場所」「コト」など草津市内にある資源を有効に活用しているか。
市民とのつながり	市民に開かれた活動が行われ、市民に活動が受け入れられ、協力を得られている活動か。
創意工夫・先進性	活動に創意工夫がみられるか。他の団体がやっていないような斬新な活動か。
貢献度	課題解決につながっているか。
継続（発展）性	今後も活動の継続・発展が期待できるか。
モデル性	他の団体が、真似して取り込みやすいか。